

犯罪被害者等基本計画 V 重点課題に係る具体的施策（258施策）一覧

【表の見方】

- 番号 重点課題の具体的施策に便宜上一連番号を付したものの
- 基本計画符号 基本計画において具体的施策に付けられた符号
- 府省庁 施策の担当府省庁（「内」は内閣府、「警」は警察庁、「総」は総務省、「法」は法務省、「文科省」・「文」は文部科学省、「厚労省」・「厚」は厚生労働省、「国交省」・「国」は国土交通省を示す。）
- 実施時期
 - 基本計画で「速やかに実施する」とされたもの
 - 基本計画で「1年以内に実施する」、「1年以内に結論を得て、その結論に従った施策を実施する」とされたもの
 - 基本計画で「2年以内に実施する」、「2年以内に結論を得て、その結論に従った施策を実施する」とされたもの
 - 基本計画で「3年以内に実施する」、「3年以内に結論を得て、その結論に従った施策を実施する」とされたもの
 - 法律所定の検討時期等によるもの
- 掲載ページ 本白書における掲載ページ等

番号	基本計画符号	施 策	府省庁	掲載ページ
V 第1 損害回復・経済的支援等への取組				
▶ V 第1 1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）				
1	V 第1 1. (1)	損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施	法務省	P25 第1節 1 (10)
2	V 第1 1. (2)	損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討	内・警・法・厚	P28 第1節 2 (6)
3	V 第1 1. (3)	公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討	内・警・法・厚	P28 第1節 2 (6) P58 第3節 1 (15)
	V 第1 1. (4)	日本司法支援センターによる支援		
4	ア	民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減【再掲 第3 1. (1)ア】	法務省	P23 第1節 1 (4)
5	イ	支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報の速やかな提供【再掲 第3 1. (1)イ、第4 1. (2)ア】	法務省	P72 第4節 1 (20)
6	ウ	具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえた準備作業の進行【再掲 第3 1. (1)ウ、第4 1. (2)イ】	法務省	P72 第4節 1 (20)
7	エ	警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等との十分な連携【再掲 第3 1. (1)エ、第4 1. (2)ウ】	法務省	P72 第4節 1 (20)
8	オ	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報の十分な周知【再掲 第3 1. (1)オ、第4 1. (2)エ】	法務省	P72 第4節 1 (20)
9	V 第1 1. (5)	公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施【再掲 第3 1. (3)ア】	法務省	P62 第3節 1 (17)
	V 第1 1. (6)	損害賠償請求制度に関する情報提供の充実		
10	ア	犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知【再掲 第4 1. (2)】	警察庁・法務省	P23 第1節 1 (5)
11	イ	民事の手続に関する情報提供の充実【再掲 第4 1. (2)】	法務省	P23 第1節 1 (5)
12	V 第1 1. (7)	刑事和解等の制度の周知【再掲 第3 1. (3)イ、第3 1. (6)ア】	法務省	P23 第1節 1 (6)
	V 第1 1. (8)	保険金支払いの適正化等		
13	ア	（財）自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省の保険会社に対する立入検査、国土交通大臣の指示等による、自賠責保険金の支払いの適正化	国交省	P24 第1節 1 (7)
14	イ	「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいた各保険会社における保険金等支払管理態勢整備状況についての検証	金融庁	P24 第1節 1 (7)
15	ウ	苦情・相談として寄せられる情報の活用、保険会社側に問題があると認められる業務・運営への適切な対応	金融庁	P24 第1節 1 (7)
16	エ	（財）日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等による適切な損害賠償が受けられるための支援	国交省	P24 第1節 1 (7)
17	オ	ひき逃げや無保険車等の事故の被害者に対する政府保障事業における損害のてん補による適切な支援	国交省	P24 第1節 1 (7)
18	V 第1 1. (9)	受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用	法務省	P24 第1節 1 (8)

番号	基本計画符号	施策	府省庁	掲載ページ
19	V 第1 1. (10)	暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察庁	P24 第1節 1 (9)
▶ V 第1 2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）				
20	V 第1 2. (1)	現行の犯罪被害給付制度の運用改善	警察庁	P26 第1節 2 (3)
21	V 第1 2. (2)	犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大	警察庁	P27 第1節 2 (5)
22	V 第1 2. (3)	経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施	内・警・法・厚	P28 第1節 2 (6)
23	V 第1 2. (4)	性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減	警察庁	P28 第1節 2 (7)
24	V 第1 2. (5)	司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	警察庁	P26 第1節 2 (4)
25	V 第1 2. (6)	医療保険利用の利便性確保	厚労省	P29 第1節 2 (8)
▶ V 第1 3. 居住の安定（基本法第16条関係）				
	V 第1 3. (1)	公営住宅への優先入居等		
26	ア	犯罪被害者等の単身入居や優先入居に関する検討及び所用の措置	国交省	P33 第1節 3 (1)
27	イ	第1 3. (1)アの検討結果を踏まえた、独立行政法人都市再生機構における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性に関する検討	国交省	P33 第1節 3 (1)
28	ウ	警察庁及び法務省と連携した犯罪被害者等に対する公営住宅への入居に関する情報提供	国交省	P33 第1節 3 (1)
	V 第1 3. (2)	被害直後及び中期的な居住場所の確保		
29	ア	児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施についての適正な運用【再掲 第2 2. (3)ア】	厚労省	P44 第2節 2 (9)
30	イ	虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善の実施【再掲 第2 2. (3)イ】	厚労省	P50 第2節 2 (10)
31	ウ	一時保護の現状や一時保護委託の状況に関する必要な調査及び施策の実施【再掲 第2 2. (3)ウ】	厚労省	P49 第2節 2 (10)
32	エ	婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどによる、入所者に対する日常生活支援の充実	厚労省	P44 第2節 2 (9)
33	オ	被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討【再掲 第2 2. (4)】	内・警・法・厚 P28 P33	第1節 2 (6) 第1節 3 (2)
34	カ	犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保に関する検討	内・警・法・厚	P28 第1節 2 (6)
▶ V 第1 4. 雇用の安定（基本法第17条関係）				
	V 第1 4. (1)	事業主等の理解の増進		
35	ア	母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用	厚労省	P33 第1節 4 (1)
36	イ	公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助の適正な運用	厚労省	P33 第1節 4 (1)
37	ウ	公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施	厚労省	P33 第1節 4 (1)
38	エ	独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマを取り上げる。	厚労省	P33 第1節 4 (1)
39	オ	公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。	厚労省	P33 第1節 4 (1)
	V 第1 4. (2)	個別労働紛争解決制度の活用等		
40	ア	個別労働紛争解決制度についての周知徹底と適正な運用	厚労省	P35 第1節 4 (2)
41	イ	犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関して相談等を行う公的相談窓口としての総合労働相談コーナーの周知徹底と積極的な活用	厚労省	P35 第1節 4 (2)
42	V 第1 4. (3)	被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討	厚労省	P35 第1節 4 (3)

V 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

▶ V 第2 1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

43	V 第2 1. (1)	「PTSD 対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等	厚労省	P37 第2節 1 (6)
----	-------------	------------------------------	-----	---------------

番号	基本計画符号	施策	府省庁	掲載ページ
44	V 第2 1. (2)	重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施	厚労省	P41 第2節 1 (23)
45	V 第2 1. (3)	PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大	厚労省	P41 第2節 1 (24)
46	V 第2 1. (4)	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	厚労省	P37 第2節 1 (7)
47	V 第2 1. (5)	救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備	厚労省	P41 第2節 1 (25)
48	V 第2 1. (6)	高次脳機能障害者への支援の充実	厚労省	P37 第2節 1 (8)
	V 第2 1. (7)	長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施		
49	ア	犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられる方策の検討及び施策の実施（平成18年医療提供体制の改革の中での検討）	厚労省	P42 第2節 1 (26)
50	イ	犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方についての検討	内・警・法・厚	P28 第1節 2 (6)
51	V 第2 1. (8)	思春期精神保健の専門家の養成	厚労省	P38 第2節 1 (9)
52	V 第2 1. (9)	少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施	厚労省	P38 第2節 1 (10)
53	V 第2 1. (10)	性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施	厚労省	P42 第2節 1 (27)
54	V 第2 1. (11)	犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進	文科省	P38 第2節 1 (11)
55	V 第2 1. (12)	犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等【再掲 第5 1. (15)工】	文科省	P38 第2節 1 (12)
56	V 第2 1. (13)	犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施	厚労省	P41 第2節 1 (23)
57	V 第2 1. (14)	検察官等に対する研修の充実	法務省	P38 第2節 1 (13)
58	V 第2 1. (15)	法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進	文科省	P38 第2節 1 (14)
	V 第2 1. (16)	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等		
59	ア	児童相談所の夜間・休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等	厚労省	P39 第2節 1 (15)
60	イ	夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ地域医療機関との協力、連携体制の充実	厚労省	P39 第2節 1 (15)
61	V 第2 1. (17)	少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	文科省・厚労省	P39 第2節 1 (16)
	V 第2 1. (18)	少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等		
62	ア	少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するための学校におけるカウンセリング体制の充実と少年被害者を含む児童生徒に対する個々の状況に応じた必要な学習支援の促進	文科省	P39 第2節 1 (17)
63	イ	犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるための教職員やスクールカウンセラーに対する研修の支援と各学校における取組の促進	文科省	P39 第2節 1 (17)
64	ウ	大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても含めるなどその内容の充実を促す。【再掲 第5 1. (15)イ】	文科省	P39 第2節 1 (17)
65	V 第2 1. (19)	被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察庁	P40 第2節 1 (18)
66	V 第2 1. (20)	里親制度の充実	厚労省	P40 第2節 1 (19)
67	V 第2 1. (21)	少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知	厚労省	P40 第2節 1 (20)
68	V 第2 1. (22)	犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知	厚労省	P40 第2節 1 (21)
	V 第2 1. (23)	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い		
69	ア	犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないための、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた医療機関や保険者に対する適切な対応	厚労省	P41 第2節 1 (22)
70	イ	個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合の「保険業法」に基づいた保険会社に対する検査・監督における適切な対応	金融庁	P41 第2節 1 (22)
▶ V 第2 2. 安全の確保（基本法第15条関係）				
	V 第2 2. (1)	加害者に関する情報提供の拡充		
71	ア	判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実【再掲 第3 1. (19)】	警察庁・法務省	P44 第2節 2 (7)

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

番号	基本計画符号	施策	府省庁	掲載ページ
72	イ	判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充【再掲 第3 1. ㉒】	法務省	P62 第3節 1 (18)
73	ウ	子ども対象の暴力的性犯罪再発防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的確認を含めた対策に努める。	警察庁	P44 第2節 2 (7)
	V 第2 2. (2)	犯罪被害者等に関する情報の保護		
74	ア	証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについての周知徹底と検察官等の意識向上	法務省	P44 第2節 2 (8)
75	イ	性犯罪等被害者について、公開の法廷において起訴状朗読の際に被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、証拠開示の際に検察官又は弁護人が相手方に対して被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討及び施策の実施	法務省	P49 第2節 2 (17)
76	ウ	犯罪被害者等の保護の観点も含めた住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直し	総務省	P44 第2節 2 (8)
77	エ	犯罪被害者等に関する個人情報の保護【再掲 第5 1. (16)】	警察庁	P95 第5節 1 (15)
	V 第2 2. (3)	一時保護場所の環境改善等		
78	ア	児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施についての適正な運用【再掲 第1 3. (2)ア】	厚労省	P44 第2節 2 (9)
79	イ	虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善の実施【再掲 第1 3. (2)イ】	厚労省	P50 第2節 2 (20)
80	ウ	一時保護の現状や一時保護委託の状況に関する必要な調査及び施策の実施【再掲 第1 3. (2)ウ】	厚労省	P49 第2節 2 (18)
81	V 第2 2. (4)	被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討【再掲 第1 3. (2)オ】	内・警・法・厚	P28 第1節 2 (6) P33 第1節 3 (2)
82	V 第2 2. (5)	警察における再被害防止措置の推進	警察庁	P44 第2節 2 (10)
83	V 第2 2. (6)	警察における保護対策の推進	警察庁	P45 第2節 2 (11)
84	V 第2 2. (7)	保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実【再掲 第3 1. (6)】	法務省	P45 第2節 2 (12)
	V 第2 2. (8)	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実		
85	ア	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえたDV被害者、人身取引被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携の充実	警察庁・厚労省	P45 第2節 2 (13)
86	イ	警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図ることによる再被害の防止	警察庁・文科省	P45 第2節 2 (13)
	V 第2 2. (9)	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等		
87	ア	子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。	警察庁	P47 第2節 2 (14)
88	イ	学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のための体制整備に努める。	文科省	P47 第2節 2 (14)
89	ウ	学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するための国内外の先進的取組事例の収集・分析	文科省	P47 第2節 2 (14)
90	エ	児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携による取組についての全国の好事例の収集と周知徹底	厚労省	P47 第2節 2 (14)
91	V 第2 2. (10)	児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施	厚労省	P48 第2節 2 (15)
92	V 第2 2. (11)	児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進	厚労省	P49 第2節 2 (19)
	V 第2 2. (12)	再被害の防止に資する教育の実施等		
93	ア	矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資する。【再掲 第3 1. ㉔ア】	法務省	P48 第2節 2 (16)
94	イ	仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実【再掲 第3 1. ㉔イ】	法務省	P48 第2節 2 (16)
95	ウ	犯罪被害者等の意向等に配慮した謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導の徹底【再掲 第3 1. ㉔ウ】	法務省	P48 第2節 2 (16)
96	エ	非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図っていく。	文科省	P48 第2節 2 (16)
97	オ	子育てに関する学習講座の中で児童虐待の防止に資するよう、親等に対する学習支援の充実	文科省	P48 第2節 2 (16)

番号	基本計画符号	施策	府省庁	掲載ページ
▶ V 第2 3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）				
	V 第2 3. (1)	職員等に対する研修の充実等		
98	ア	職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図ることによる職員の対応の改善	警察庁	P51 第2節 3 (11)
99	イ	職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図ることによる職員の対応の改善【再掲 第4 2. (11)イ】	法務省	P51 第2節 3 (11)
100	ウ	検察幹部が犯罪被害者等の心情等の理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止するためのセミナーの実施、検察官が市民感覚を学ぶための効果的な研修を実施することによる職員の対応の改善	法務省	P51 第2節 3 (11)
101	エ	検察官に対する児童や女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実【再掲 第3 1. (10)、第4 2. (11)ア】	法務省	P51 第2節 3 (11)
102	オ	交通事件に関する講義の充実【再掲 第3 1. (15)】	法務省	P51 第2節 3 (11)
103	カ	犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員が犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向での検討及び職員の対応の改善	厚労省	P53 第2節 3 (16)
104	キ	看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討、当該検討を踏まえた教育の実施等による看護に関わる者の対応の改善	厚労省	P51 第2節 3 (11)
105	ク	民生委員に対する守秘義務の遵守等についての指導の実施	厚労省	P51 第2節 3 (11)
106	ケ	公的シェルターにおける適切な対応を確実にするための研修及び啓発の実施	厚労省	P51 第2節 3 (11)
107	V 第2 3. (2)	女性警察官等の配置	警察庁	P52 第2節 3 (12)
108	V 第2 3. (3)	ビデオリンク等の措置の適正な運用	法務省	P52 第2節 3 (13)
109	V 第2 3. (4)	民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入	法務省	P54 第2節 3 (17)
110	V 第2 3. (5)	警察における犯罪被害者等のための施設の改善	警察庁	P53 第2節 3 (14)
111	V 第2 3. (6)	検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置	法務省	P53 第2節 3 (15)

V 第3 刑事手続への関与拡充への取組

▶ V 第3 1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

112	V 第3 1. (1)	犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施	法務省	P58 第3節 1 (15)
113	V 第3 1. (2)	冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施	法務省	P62 第3節 1 (16)
	V 第3 1. (3)	公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等		
114	ア	公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施【再掲 第1 1. (5)】	法務省	P62 第3節 1 (17)
115	イ	刑事和解等の制度の周知（公判記録の閲覧・謄写に関する現行制度の周知徹底）【再掲 第1 1. (7)】	法務省	P23 第1節 1 (6)
	V 第3 1. (4)	犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実		
116	ア	犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、供述調書等による証拠化や証人尋問等の活用等により被害状況の的確な立証に努めていく。	法務省	P55 第3節 1 (3)
117	イ	刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。	法務省	P55 第3節 1 (3)
118	V 第3 1. (5)	国民にわかりやすい訴訟活動	法務省	P55 第3節 1 (4)
119	V 第3 1. (6)	保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実【再掲 第2 2. (7)】	法務省	P45 第2節 2 (12)
120	V 第3 1. (7)	上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等	法務省	P55 第3節 1 (5)
121	V 第3 1. (8)	少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底	法務省	P55 第3節 1 (6)
122	V 第3 1. (9)	少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施	法務省	P62 第3節 1 (22)
123	V 第3 1. (10)	公的弁護人制度の導入の是非に関する検討	内・警・法・厚	P28 P58 第1節 2 (6) 第3節 1 (15)
	V 第3 1. (11)	日本司法支援センターによる支援		

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

番号	基本計画符号	施 策	府省庁	掲載ページ
124	ア	民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減【再掲 第1 1. (4)ア】	法務省	P23 第1節 1 (4)
125	イ	支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報の速やかな提供【再掲 第1 1. (4)イ、第4 1. (2)ア】	法務省	P72 第4節 1 (2)
126	ウ	具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえた準備作業の進行【再掲 第1 1. (4)ウ、第4 1. (2)イ】	法務省	P72 第4節 1 (2)
127	エ	警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等との十分な連携【再掲 第1 1. (4)エ、第4 1. (2)ウ】	法務省	P72 第4節 1 (2)
128	オ	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報の十分な周知【再掲 第1 1. (4)オ、第4 1. (2)エ】	法務省	P72 第4節 1 (2)
	V 第3 1. (2)	刑事の手続等に関する情報提供の充実		
129	ア	刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めている。【再掲 第4 1. (2)ア】	警察庁・法務省	P55 第3節 1 (7)
130	イ	検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めている。	警察庁・法務省	P55 第3節 1 (7)
131	ウ	外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布されるよう努めている。【再掲 第4 1. (2)イ】	警察庁	P71 第4節 1 (2)
132	エ	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うための外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供【再掲 第4 1. (2)イ】	法務省	P55 第3節 1 (7)
	V 第3 1. (3)	捜査に関する適切な情報提供		
133	ア	「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供しよう努めている。	警察庁	P57 第3節 1 (8)
134	イ	「被害者連絡制度」等の改善【再掲 第4 1. (2)】	警察庁	P76 第4節 1 (4)
135	ウ	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供しよう努めている。	法務省	P57 第3節 1 (8)
136	V 第3 1. (4)	交通事故捜査の体制強化等	警察庁	P57 第3節 1 (9)
137	V 第3 1. (5)	交通事件に関する講義の充実【再掲 第2 3. (1)オ】	法務省	P51 第2節 3 (1)
	V 第3 1. (6)	不起訴事案に関する適切な情報提供		
138	ア	刑事和解等の制度の周知（不起訴記録の弾力的開示の周知徹底）【再掲 第1 1. (7)】	法務省	P23 第1節 1 (6)
139	イ	不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めている。	法務省	P57 第3節 1 (10)
140	V 第3 1. (7)	検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	法務省	P65 第3節 1 (2)
141	V 第3 1. (8)	検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実【再掲 第2 3. (1)エ、第4 2. (1)ア】	法務省	P51 第2節 3 (1)
142	V 第3 1. (9)	判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実【再掲 第2 2. (1)ア】	警察庁・法務省	P44 第2節 2 (7)
143	V 第3 1. (10)	判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充【再掲 第2 2. (1)イ】	法務省	P62 第3節 1 (10)
144	V 第3 1. (11)	保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施	法務省	P62 第3節 1 (10)
145	V 第3 1. (12)	犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施	法務省	P62 第3節 1 (2)
146	V 第3 1. (13)	受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	法務省	P57 第3節 1 (11)
	V 第3 1. (14)	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進		
147	ア	矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者の心情を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実に努めている。【再掲 第2 2. (1)ア】	法務省	P48 第2節 2 (16)
148	イ	保護処分の執行に資するため、少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めている。	法務省	P57 第3節 1 (12)
149	ウ	犯罪被害者等の意向等に配慮した謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導の徹底【再掲 第2 2. (1)ウ】	法務省	P48 第2節 2 (16)
	V 第3 1. (15)	犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等		
150	ア	交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、交通法規を守って、人命を尊重し、安全第一を信条とする社会人として更生させることに努める。	法務省	P57 第3節 1 (13)
151	イ	「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、被害者の心情を理解させるための指導の一層の充実を図り、交通事犯被収容者の更生のためにより有効なプログラム整備に努める。	法務省	P57 第3節 1 (13)
152	V 第3 1. (16)	仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実【再掲 第2 2. (1)イ】	法務省	P48 第2節 2 (16)

番号	基本計画符号	施策	府省庁	掲載ページ
153	V 第3 1. (27)	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施	法務省	P62 第3節 1 (21)
154	V 第3 1. (28)	矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実	法務省	P57 第3節 1 (14)

V 第4 支援等のための体制整備への取組

▶ V 第4 1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

	V 第4 1. (1)	地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等		
155	ア	都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置等について要請する。	内閣府	P66 第4節 1 (8)
156	イ	関係窓口一覧や犯罪被害者等基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議において配布するなどの情報提供を行う。	内閣府	P66 第4節 1 (8)
157	V 第4 1. (2)	相談機関等リストの作成による総合的情報提供	内閣府	P67 第4節 1 (9)
158	V 第4 1. (3)	どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施	内・警・ 総・法・ 文・厚・国	P76 第4節 1 (39)
159	V 第4 1. (4)	犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討	内・警・ 総・法・ 文・厚・国	P76 第4節 1 (39)
160	V 第4 1. (5)	警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察庁	P67 第4節 1 (10)
161	V 第4 1. (6)	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	警察庁	P67 第4節 1 (11)
162	V 第4 1. (7)	警察における相談体制の充実	警察庁	P67 第4節 1 (12)
163	V 第4 1. (8)	「指定被害者支援要員制度」の活用	警察庁	P68 第4節 1 (13)
164	V 第4 1. (9)	交通事故相談活動の促進	内閣府	P68 第4節 1 (14)
165	V 第4 1. (10)	警察における被害少年が相談しやすい環境の整備	警察庁	P68 第4節 1 (15)
166	V 第4 1. (11)	ストーカー事案への適切な対応	警察庁	P68 第4節 1 (16)
167	V 第4 1. (12)	検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実	法務省	P69 第4節 1 (17)
168	V 第4 1. (13)	検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	法務省	P69 第4節 1 (18)
169	V 第4 1. (14)	「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実	法務省	P69 第4節 1 (19)
170	V 第4 1. (15)	教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	文科省	P70 第4節 1 (20)
171	V 第4 1. (16)	学校内における連携及び相談体制の充実	文科省	P70 第4節 1 (21)
172	V 第4 1. (17)	学校における相談対応能力の向上等【再掲 第4 2. (13)、第5 1. (15)】	文科省	P70 第4節 1 (22)
173	V 第4 1. (18)	相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進	文科省	P70 第4節 1 (23)
174	V 第4 1. (19)	各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨	警察庁	P70 第4節 1 (24)
	V 第4 1. (20)	「被害者の手引」の内容の充実等		
175	ア	「被害者の手引」の内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介していく。	警察庁	P71 第4節 1 (25)
176	イ	外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布されるよう努めていく。【再掲 第3 1. (12)ウ】	警察庁	P71 第4節 1 (25)
177	V 第4 1. (21)	「被害者連絡制度」等の改善【再掲 第3 1. (13)イ】	警察庁	P76 第4節 1 (40)
178	V 第4 1. (22)	犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知【再掲 第1 1. (6)ア】	警察庁・ 法務省	P23 第1節 1 (5)
	V 第4 1. (23)	刑事の手続等に関する情報提供の充実		
179	ア	刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【再掲 第3 1. (12)ア】	警察庁・ 法務省	P55 第3節 1 (7)

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

番号	基本計画符号	施策	府省庁	掲載ページ
180	イ	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うための外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供【再掲 第3 1. (2)工】	法務省	P55 第3節 1 (7)
181	V 第4 1. (24)	民事の手續に関する情報提供の充実【再掲 第1 1. (6)イ】	法務省	P23 第1節 1 (5)
	V 第4 1. (25)	医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実		
182	ア	医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。	厚労省	P71 第4節 1 (26)
183	イ	精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。	厚労省	P71 第4節 1 (26)
	V 第4 1. (26)	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大		
184	ア	現行の施策に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	警察庁	P71 第4節 1 (27)
185	イ	性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	法務省	P71 第4節 1 (27)
186	ウ	性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	厚労省	P71 第4節 1 (27)
	V 第4 1. (27)	日本司法支援センターによる支援		
187	ア	支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報の速やかな提供【再掲 第1 1. (4)イ、第3 1. (1)イ】	法務省	P72 第4節 1 (28)
188	イ	具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえた準備作業の進行【再掲 第1 1. (4)ウ、第3 1. (1)ウ】	法務省	P72 第4節 1 (28)
189	ウ	警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等との十分な連携【再掲 第1 1. (4)エ、第3 1. (1)エ】	法務省	P72 第4節 1 (28)
190	エ	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の十分な周知【再掲 第1 1. (4)オ、第3 1. (1)オ】	法務省	P72 第4節 1 (28)
191	オ	日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮【再掲 第4 3. (8)】	法務省	P72 第4節 1 (28)
192	V 第4 1. (28)	「NPO ポータルサイト」による情報取得の利便性確保	内閣府	P73 第4節 1 (29)
193	V 第4 1. (29)	犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設	内閣府	P73 第4節 1 (30)
194	V 第4 1. (30)	自助グループの紹介等	警察庁	P73 第4節 1 (31)
195	V 第4 1. (31)	犯罪被害者等施策のホームページの充実	内閣府	P74 第4節 1 (32)
196	V 第4 1. (32)	インターネット以外の媒体を用いた情報提供	内・警・総・法・文・厚・国	P74 第4節 1 (33)
197	V 第4 1. (33)	犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開	警察庁	P74 第4節 1 (34)
	V 第4 1. (34)	更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施		
198	ア	更生保護官署と保護司との協働による、刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施	法務省	P76 第4節 1 (41)
199	イ	上記アの検討の際に、地域社会における関係諸機関・団体等の連携・協力の在り方についても、併せて検討する。	法務省	P76 第4節 1 (41)
200	V 第4 1. (35)	犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	文科省	P75 第4節 1 (35)
201	V 第4 1. (36)	犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進	文科省	P75 第4節 1 (36)
202	V 第4 1. (37)	日本司法支援センターによる長期的支援	法務省	P75 第4節 1 (37)
203	V 第4 1. (38)	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供についての周知	外務省	P75 第4節 1 (38)

▶ V 第4 2. 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

204	V 第4 2. (1)	重症 PTSD 症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究	文科省	P77 第4節 2 (1)
205	V 第4 2. (2)	犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究	厚労省	P77 第4節 2 (2)
206	V 第4 2. (3)	犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施	内閣府	P77 第4節 2 (3)
207	V 第4 2. (4)	配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施	内閣府	P78 第4節 2 (4)
208	V 第4 2. (5)	警察庁における犯罪被害の実態等についての継続的調査研究	警察庁	P78 第4節 2 (5)

番号	基本計画符号	施策	府省庁	掲載ページ
209	V 第4 2. (6)	法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討	法務省	P78 第4節 2 (6)
210	V 第4 2. (7)	脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮	厚労省	P78 第4節 2 (7)
211	V 第4 2. (8)	犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討【再掲 第4 1. (4)】	内・警・総・法・文・厚・国	P76 第4節 1 (39)
212	V 第4 2. (9)	警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実	警察庁	P78 第4節 2 (8)
213	V 第4 2. (10)	犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得	警察庁	P78 第4節 2 (9)
	V 第4 2. (11)	法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等		
214	ア	検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実【再掲 第2 3. (1)エ、第3 1. (10)】	法務省	P51 第2節 3 (11)
215	イ	職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図ることによる職員の対応の改善【再掲 第2 3. (1)イ】	法務省	P51 第2節 3 (11)
216	V 第4 2. (12)	日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供	法務省	P79 第4節 2 (10)
217	V 第4 2. (13)	学校における相談対応能力の向上等【再掲 第4 1. (17)、第5 1. (19)ア】	文科省	P70 第4節 1 (22)
218	V 第4 2. (14)	臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施	文科省	P79 第4節 2 (11)
219	V 第4 2. (15)	虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	厚労省	P79 第4節 2 (12)
220	V 第4 2. (16)	民間の団体の研修に対する支援	警・法・文・厚・国	P79 第4節 2 (13)

▶ V 第4 3. 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

221	V 第4 3. (1)	民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施	内・警・総・法・厚	P88 第4節 3 (9)
	V 第4 3. (2)	民間の団体への支援の充実		
222	ア	犯罪被害者等の援助を行う民間団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。	警察庁・厚労省	P87 第4節 3 (5)
223	イ	犯罪被害者等の援助を行う民間団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。	法務省・文科省・国交省	P87 第4節 3 (5)
224	V 第4 3. (3)	民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等の在り方について検討	内・警・総・法・文・厚・国	P76 第4節 1 (39)
225	V 第4 3. (4)	民間の団体等に関する広報等【再掲 第5 1. (11)ア】	内閣府・警察庁	P94 第5節 1 (10)
226	V 第4 3. (5)	特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用	内閣府	P87 第4節 3 (6)
227	V 第4 3. (6)	全国被害者支援ネットワークに対する協力	警察庁	P88 第4節 3 (7)
228	V 第4 3. (7)	警察における民間の団体との連携・協力の強化	警察庁	P88 第4節 3 (8)
229	V 第4 3. (8)	日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮【再掲 第4 1. (27)オ】	法務省	P72 第4節 1 (20)

V 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

▶ V 第5 1. 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

	V 第5 1. (1)	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進		
230	ア	生命のかけがえのなさ等を積極的に取り上げる教育を推進するため、「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を実施し、教材の開発などの実践研究を進め、成果の普及を図る。	文科省	P88 第5節 1 (1)
231	イ	「心のノート」のすべての小・中学生への配布	文科省	P88 第5節 1 (1)
232	V 第5 1. (2)	学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及	文科省	P88 第5節 1 (2)
	V 第5 1. (3)	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進		
233	ア	犯罪被害者等の人権問題も含め、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進	文科省	P89 第5節 1 (3)

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

番号	基本計画符号	施策	府省庁	掲載ページ
234	イ	人権教育の指導方法等に関する調査研究の成果の普及と更なる検討	文科省	P89 第5節 1 (3)
235	V 第5 1. (4)	学校における犯罪抑止教育の充実	文科省	P89 第5節 1 (4)
236	V 第5 1. (5)	子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組	文科省	P89 第5節 1 (5)
237	V 第5 1. (6)	家庭における命の教育への支援の推進	文科省	P89 第5節 1 (6)
238	V 第5 1. (7)	生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法務省	P89 第5節 1 (7)
239	V 第5 1. (8)	「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施	内閣府	P89 第5節 1 (8)
	V 第5 1. (9)	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施		
240	ア	全国交通安全運動の期間を中心に、各種啓発事業が交通事故被害者等の視点も踏まえ展開されるよう努める。	内閣府	P94 第5節 1 (9)
241	イ	人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の権利問題に対する配慮と保護を求めため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。	法務省	P94 第5節 1 (9)
242	ウ	児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に集中的な広報啓発活動を実施する。	厚労省	P94 第5節 1 (9)
243	V 第5 1. (10)	犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施	内閣府	P89 第5節 1 (8)
	V 第5 1. (11)	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施		
244	ア	民間の団体等に関する広報等【再掲 第4 3. (4)】	内閣府・警察庁	P94 第5節 1 (10)
245	イ	各都道府県警察が民間被害者支援団体と連携し、マスコミ広報や街頭キャンペーン等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。	警察庁	P94 第5節 1 (10)
246	ウ	広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。	警察庁	P94 第5節 1 (10)
	V 第5 1. (12)	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進		
247	ア	交通安全講習会における交通事故被害者等の手記等の配布や交通安全の集い等における被害者等の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。	警察庁	P94 第5節 1 (11)
248	イ	各都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施していく。	警察庁	P94 第5節 1 (11)
249	V 第5 1. (13)	国民の理解の増進を図るための情報提供の実施	内閣府	P95 第5節 1 (12)
	V 第5 1. (14)	調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進		
250	ア	犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の結果を、統計処理の上、実例等も参照する形で公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況についての国民レベルの基礎的な理解を促進する。	内閣府	P95 第5節 1 (13)
251	イ	犯罪被害者等に関する国民の意識等について、研究調査を行い、その結果を、青少年に対しては、利用しやすい教材等の形に加工し広く提供するとともに、成人に対しては、統計処理後の公表物の形で啓発に利用する。	内閣府	P95 第5節 1 (13)
	V 第5 1. (15)	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進		
252	ア	学校における相談対応能力の向上等【再掲 第4 1. (17)、第4 2. (13)】	文科省	P70 第4節 1 (22)
253	イ	大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【再掲 第2 1. (10)ウ】	文科省	P39 第2節 1 (17)
254	ウ	虐待を受けた子供への対応の問題を含めた養護教諭の資質の向上のための研修の充実	文科省	P95 第5節 1 (14)
255	エ	犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等【再掲 第2 1. (12)】	文科省	P38 第2節 1 (12)
256	V 第5 1. (16)	犯罪被害者等に関する個人情報の保護【再掲 第2 2. (2)エ】	警察庁	P95 第5節 1 (15)
257	V 第5 1. (17)	犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察庁	P95 第5節 1 (16)
258	V 第5 1. (18)	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	警察庁	P96 第5節 1 (17)